

譲渡所得（エンジェル税制対象株式を除く）の 確定申告書類のご案内

（投資時点の優遇措置（A・B）を利用せず）未上場株式を売却した場合の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入例となっております。

個別の事由により確定申告書の記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

[次のページに続く](#)

<ステップ1>

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書「2面」の「2.申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計」の①～⑤を「取引残高報告書」の①～⑤を参照しながら、記入します。

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計 (上場株式等 (特定口座))			1面①へ	1面④へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口、円)	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	①	売却した株式 ②	③	株式会社 FUNDINNO	④	取得価額を記入	⑤ 手数料	投資した際の 受渡日(又は約定日)
一般株式等 ・ 上場株式等	取引報告書の受渡日 (又は約定日)を記入		取引報告書をもとに売却株式数を記入		取引報告書をもとに、 約定金額を記入			・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	銘納毎に記入							
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
合 計	一 般 株 式 等				1面②へ	1面③へ	1面⑤へ	
	上 場 株 式 等 (一般口座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

合計金額を記入後
1面「所得金額の計算」
を記載する

取引残高報告書（お預り残高およびお取引明細のお知らせ）

（この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です）

2023年1月1日

見本

商号：株式会社FLUNDENNO
 第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2592号
 〒141-0022 東京都品川区東五反田五丁目25番1号
 メールアドレス：info@cloud-capital.co.jp

顧客ID		様
------	--	---

1 送付のご案内

本書は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。
 2023年1月1日現在の金額等のお預り残高をご報告申し上げます。
 本報告書は、原則としてお取引があれば3ヶ月に1度（3・6・9・12月）、お取引がない場合は1年に1度、各月末基準でお届けいたします。
 なお、お取引がなく、かつお預かりがない場合は作成していません。
 （本書の記載事項に訂正・加筆があるもの、および社印のないものは無効といたします。）

2 お預り金残高の状況

2022年12月31日現在のお預り金残高	1,060,695円
----------------------	------------

3 お取引の明細

作成基準日現在で約定日別決済のお取引を記載しております。
 また、本報告書に記載するお取引の明細は、約定の履歴お客様にご交付する取引報告書等の内容に基づいて記載しております。

約定日	決済日	発行会社	約定数量(株又は個)	約定単価(円)	約定金額(円)	銘柄名	振込入金日 (又は振込出金日)	取引種類(区分)	借方金額(円)	貸方金額(円)	手数料	残高(円)
2022年10月20日	2022年11月7日	サンプルB	10	10,000	100,000	サンプルB 普通株式		売付(株主コミュニティ)		100,000	-	
								売買手数料(株主コミュニティ)	5,000			
								消費税相当(株主コミュニティ)	500			
2022年10月20日	2022年11月7日	サンプルB	10 c	10,000	100,000 c	サンプルB 普通株式		申込撤回、契約解除又は失効	0 c		-	1,060,695

<ステップ2>

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書「1面」の「1. 所得金額の計算」の
 A・B・C部分をステップ1で記入した「2.申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計」
 を参照しながら、記入します。

次のページに続く

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/tax/ir/kyosei/kyosei.htm>】エンジェル税制対象株式の売却時はフォーマットが異なります。その他、未上場株式への投資や上場株式の取引、優遇措置を受ける場合などは記入方法が異なります。

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	()
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

2面を書いた後に1面を記入してください

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	2面の「譲渡による収入金額」合計金額を記入 A	円
	その他の収入 ②		③収入金額の合計を記入してください
	小計(①+②) ③	申告書第三表⑦へ	申告書第二表②へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④	2面の「取得費」合計金額を記入 B	
	譲渡のための委託手数料 ⑤	2面の「譲渡のための委託手数料」合計金額を記入 C	⑦取得費金額の合計を記入してください
		⑥	
	小計(④から⑥までの計) ⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧		⑨計算(③-⑦)して記入してください
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨			
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩		⑨を記入してください
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。)	⑪	申告書第三表⑦へ	黒字の場合は申告書第三表⑦へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)	⑫		申告書第三表⑧へ ⑨を記入してください
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	⑬	申告書第三表⑧へ	申告書第三表⑧へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文

措法 条の
措法 条の

整理欄

(令和4年分以降用)

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合で、繰越損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 上場株式等		売却した株式	株(口、円)	株式会社 FUNDINNO	円	円	円 手数料	投資した際の受渡日(又は約定日)
一般株式等 上場株式等								・ ・ (・ ・)
一般株式等 上場株式等		銘柄毎に記入						・ ・ (・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
一般株式等 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・)
合計	一般株式等				1面①へ A	合計金額を記入後 金額の計算」 載する B C		
	上場株式等(一般口座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

※上記はあくまでも記載方法をご案内するものであり、本記載方法のご案内を参考にされたことにより、万一損害等が生じた場合に株式会社FUNDINNOは一切の責任を負いませんのでご了承ください。また、本記載方法のご案内に関するご質問をお受けすることはできません。確定申告に関するお問い合わせは最寄りの税務署、税理士にお問い合わせください。